



函館市監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項および第4項の規定に基づき、戸井支所を対象として、定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成28年2月8日

函館市監査委員	山	田	潤	—
函館市監査委員	植	松		—
函館市監査委員	吉	田	崇	—
函館市監査委員	阿	部	善	—



平成27年度 定期監査結果報告書（戸井支所）

1 監査の対象部局

戸井支所

2 監査の対象

財務監査

平成27年4月1日から平成27年8月31日までに執行された収入事務，支出事務，契約事務およびこれらに関連する事務

3 監査の期間

平成27年10月5日から平成27年12月25日まで

4 監査の方法

今回の監査は，上記の事務を対象として調査事項を定め，関係法令等および予算に基づき，適正に執行されているかについて実施し，監査にあたっては，抽出により諸帳簿等の関係書類について検査を行うとともに関係職員から説明を聴取した。

5 監査の結果

本件定期監査の結果は，以下のとおりである。

(1) 全般的事項

ア 予算の執行について

予算の執行においては，歳入・歳出予算の執行状況を収入原簿，支出負担行為整理簿等の関係書類をもとに検査した結果，適正に執行されていた。

イ 現金取扱事務について

現金取扱事務においては，現金出納簿，保管金払込書，収入原簿等の関係書類をもとに検査した結果，適正に処理されていた。

ウ 庶務的事務について

庶務的事務においては，出勤簿，休暇承認簿，時間外勤務命令簿等の関係書類をもとに検査した結果，適正に処理されていた。

(2) 個別的事項

ア 契約事務について

契約事務においては、戸井地域福祉バス賃貸借単価契約を対象とし、契約から支出命令に至るまでの執行状況を契約書、支出負担行為伺書等の関係書類をもとに検査した結果、次のとおり改善を要する点が見受けられた。

(ア) 指摘事項

賃貸借料のうち、時間制運賃は、契約書において、実際の運行時間、すなわち出庫から帰庫までの時間に、始業点検時間、終業点検時間として各1時間を加算して算出しているところ、実際の点検時間を含む始業から終業までの時間を運行時間と捉え、さらに始業点検時間、終業点検時間として各1時間を加算して算出していたほか、賃貸借料の支払については、賃貸人からの月次報告書の提出を受け速やかに処理すべきところ、受理後約2ヶ月間にわたり処理していない月があったことから、契約書に基づく適正な執行はもとより、適切な事務処理に努められたい。